

令和5年度下半期 東京都薬局物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（1月18日）

分類	no.	項目	回答
1. 対象事業者	以下の施設は対象になるか？		
	1	薬局所在地は都内だが、開設者所在地が都外	対象になります。
	2	保険指定を受けていない薬局	対象になりません。
2. 対象期間	1	交付対象期間途中の開設・閉院・休止	交付申請書の誓約事項にもあるとおり、交付対象期間である令和5年10月1日から令和6年3月31日までにおいて、継続して事業を実施していたことを要件とするため、対象となりません。 例えば、薬局を10月5日に開設した場合は対象にはなりません。
3. 申請	1	同一法人で複数の薬局があるが、一括申請ではなく、薬局ごとに個別に申請することは可能か	審査及び支給手続きを迅速に行うため、原則として、法人単位で一括の申請をお願いします。
	2	10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険薬局コードとは何か	レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コードといい、都内の薬局の場合は「134+7桁の保険薬局コード」で構成されています。
	3	一覧表Excelに保険薬局コードを入れても、薬局名称・薬局所在地が表示されない	7桁の保険薬局コードを正しく入れないと、薬局名称・薬局所在地が反映されません。いま一度ご確認ください。 正しいコードの場合、以下の原因が考えられます。 ・令和5年10月2日以降に薬局を開設 ⇒ 本支援金の対象外です ・所在地変更、法人変更等により遡及指定 ⇒ 電話もしくはお問合せフォームにより、事務局に以下の情報をお伝えください。 ①法人名 ②対象薬局の7桁の保険薬局コード ③対象薬局名称 ④対象薬局所在地 ・その他の事由 ⇒ 事務局にお問合せください。
	4	一覧表Excelに自動表示された薬局名称や薬局所在地が異なる	直接入力欄に、最新の情報を別途入力してください。

分類	no.	項目	回答
3. 申請	5	この支援金は課税対象か。	税務署に御確認ください。
	6	消費税仕入控除税額報告は必要か。	不要です。
	7	区市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができるか。	<p>区市町村の事業と本事業について、対象経費に重複がある場合は、どちらか片方に申請して頂くことになります。</p> <p>なお、都として、都と区市町村の補助金等が併給可能なケースは、以下を想定しております。</p> <p>①区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない場合 ②区市町村補助事業等の対象経費に、光熱費を含んでいない場合 ③区市町村補助事業等の対象経費に光熱費が含まれているが、 区市町村への申請の際に、光熱費に係る都支援金分を除いて 申請を行う場合</p> <p>※ただし、申請に際しては該当事業を実施する区市町村にも御確認ください。</p>
	8	区市町村の補助金等の対象期間が令和6年4月1日以降の場合、支援金として重複するか。	対象期間は「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」としており、対象期間が異なるので、都としては重複とみなしません。
	9	支援金は都の予算の範囲内において交付するとあるが、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての薬局に支援金は支給されるのか。	申請内容が適正と認められれば、申請したすべての薬局に支援金を支給します。 ただし、適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。
	10	薬局の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。	変更があることがわかった時点で速やかに事務局まで電話または問合せフォームにより御連絡ください。
	11	対象期間が、「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」となっているが、例えば薬局が12月1日開設でも1万円支給されるのか。	お示しの例では、支給対象となりません。交付申請時に、対象期間全体を通じて事業継続していることを誓約いただきます。
	12	実績報告時に申請対象施設数を追加することはできるか	交付決定の金額が上限となりますので、追加はできません。
13	同一法人の複数の薬局を一括して申請する場合、印鑑証明書は薬局数分必要になるか	薬局数分を用意する必要はありません。1申請につき1枚の添付をお願いします。	

分類	no.	項目	回答
4. 算定方法	1	算定はどのようにするのか。	令和5年10月1日から令和6年3月31日を交付対象期間として、期間全体で1施設当たり10,000円です。
	2	基準単価とは1か月あたりの単価か。	交付対象期間（令和5年10月から令和6年3月まで）の6か月分の単価です。分割せず1回で支給いたします。